

平成29年度ドライバー等安全教育訓練促進助成事業実施要領

平成29年 4月 1日

(公社) 福島県トラック協会

1 趣旨

この要領は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が定める「ドライバー等安全教育訓練促進助成制度交付要綱（平成12年6月30日制定、最終改正平成29年2月20日。以下「全ト協要綱」という。）」に基づき、トラックドライバー又は安全運転管理者等（以下「ドライバー等」という。）に対する安全教育訓練の助成について必要な事項を定める。

2 助成制度の対象

安全意識及び運転技能向上等を目的とした訓練の実施を促進するため、会員事業者（入会后6ヶ月以上経過、会費の未納がないこと）が安全運転研修施設にドライバー等を派遣する訓練の実施に対し助成する。

ただし、1会員事業者5名を上限とする。

3 助成予算額 1,000,000円

4 助成要件

- (1) 全ト協指定の安全教育訓練施設で、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的とした訓練であること。
- (2) ドライバー又は安全運転管理者が受講するもので、ドライバーにあっては「貨物実技コース」に限る。
- (3) 安全教育訓練施設に対し、会員事業者が受講料を直接負担したものに限る。

5 助成額

(1) 特別研修

特別研修については、研修受講料の7割とする。事業者の負担額は受講料の3割とし、百円未満は切り捨てとする。ただし、助成対象事業者のうち、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）のドライバー等が受講する場合は、研修受講料の全額を助成する。

(2) 一般研修

一般研修については、1名あたり10,000円を上限とする。

6 助成申請

(1) 施設の予約及び申込み

受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をしたうえで、様式1の「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」を（公社）福島県トラック協会へ提出する。

(2) 申請方法

研修終了後、様式2の「ドライバー等安全教育訓練実施報告書」（必要な書類を添付）及び様式3の「研修参加報告書」を、速やかに（公社）福島県トラック協会へ提出する。

※必要な書類 ①研修参加報告書、②研修修了証の写し

③受講料に係る領収書（銀行振込金受取証等で可）の写し

(3) 申請期間

平成29年4月1日～平成30年2月28日

※ 上記期間内であっても、予算に達した場合は、その時点で終了するものとする。

7 適用日 平成29年4月1日